平成３０年（再ロ）第２号

福岡県糟屋郡宇美町神武原３丁目１番８号
再生債務者　中野　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月31日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年６月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月５日から平成30年７月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

山形市上町１丁目10番70号　ケンエイコーポ７号
再生債務者　長谷川朋之
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後２時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月18日から平成30年７月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第２号

金沢市城南１丁目11番22号
再生債務者　髙橋　博司
1　決定年月日時　平成30年６月４日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年７月２日まで
4　一般異議申述期間　平成30年７月９日から平成30年７月23日まで
金沢地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１６号

仙台市宮城野区東仙台４丁目２番62号　サマックス・アンジュハウス205
再生債務者　高橋　雅美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月22日まで
平成30年６月１日
仙台地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

富山市水橋辻ヶ堂2576番地
再生債務者　中山　久義
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年６月25日まで
平成30年６月４日　　富山地方裁判所民事部

平成３０年（再ロ）第５号

堺市中区大野芝町322番地５
再生債務者　大浦　貴博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月２日まで
平成30年６月１日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成３０年（再ロ）第２号

京都市伏見区向島四ツ谷池14番地19　向島団地６－２棟912号
再生債務者　髙田　康平
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月24日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年７月５日まで
平成30年６月４日
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第７号

神奈川県厚木市旭町３丁目25番13号　厚木コーポ202
再生債務者　柳町　博康
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月４日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成３０年（再ロ）第１１号

大阪府大阪市鶴見区今津北５－16－７　住民票上の住所　大阪市鶴見区今津北５丁目６番21号
再生債務者　小村　勇樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年５月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年６月１日
大阪地方裁判所第６民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成三十年五月三十一日
掲載頁　三十頁
平成三十年六月十二日
東京都千代田区紀尾井町四番一号
（甲）ナインヌードル株式会社
代表取締役　佐藤　崇史
北九州市小倉南区上葛原二丁目一八番五〇号
（乙）株式会社資さん
代表取締役　佐藤　崇史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月十一日
東京都北区滝野川五丁目五番五号
スターシックス合同会社
代表社員　株式会社エイシンコーポレーション
職務執行者　梅田　真琴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月十一日
大阪府吹田市元町一九番一五号
合同会社オレンジホールディング
代表社員　松澤　真澄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年六月十一日
沖縄県那覇市牧志三丁目六番四〇号
イアド合同会社
代表社員　吉田　　靖

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し八千八百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成三十年七月三十一日であり、株主総会の決議は、平成三十年五月二十四日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成三十年五月二十一日
掲載頁　四十八頁（号外第一〇八号）
平成三十年六月十二日
東京都杉並区成田東五丁目四二番一五号
株式会社ロイヤルデベロップメント
代表取締役　田島　永一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、計算書類の公告義務はありません。
平成三十年六月十一日
神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目八番五号
有限会社ＮＤＫ
代表取締役　岩崎喜久男